

第1節 計画の目的・対象及び活動体制等

＜防災危機管理室＞

市は、大規模事故災害が発生した場合の対策に関し、目的と対象を明らかにし、そのための活動体制及び初動時の情報連絡について定めることにより大規模事故による被害から市民等の生命、身体、財産等の保護に努める。

1 計画の目的

都市化の進展、産業の高度化、交通輸送の高速・大量化等により、産業施設や交通機関における事故が大規模な被害を発生させるおそれが高まっている。このような大規模事故が発生した場合への対策に関しては、地震や風水害対策とは異なり、それぞれの事故特有の対応が必要となることも少なくない。そのため大規模事故が発生又は発生のおそれがある場合に対応するため、大規模事故対策計画として別に計画を定めることにより、大規模事故による被害から市民等の生命、身体、財産等を守ることを目的とする。

2 計画の対象

本計画において、計画対象として記載する大規模事故は以下のとおりである。

各種事故対策	事件事象の例
第2節 大規模火災対策	市街地大火
第3節 危険物等災害対策	工場における化学物質による爆発
第4節 長崎地区油災害対策	船舶の衝突事故又は座礁による油流失
第5節 海上災害応急対策	船舶の衝突事故
第6節 鉄軌道災害対策	①脱線事故 ②列車同士の衝突事故
第7節 道路災害対策	①トンネル内の多重衝突事故 ②危険物漏えいを伴う事故 ③トンネル内の落盤事故（天井板等の落下も含む）
第8節 原子力災害対策	①原子力発電所における重大事故による放射性物質の漏えい・拡散 ②放射線取扱施設における事故等による放射性物質の漏えい・拡散
第9節 不発弾等の処理対策	①工事現場等における不発弾の偶発的な発見 ②海域における不発機雷の発見

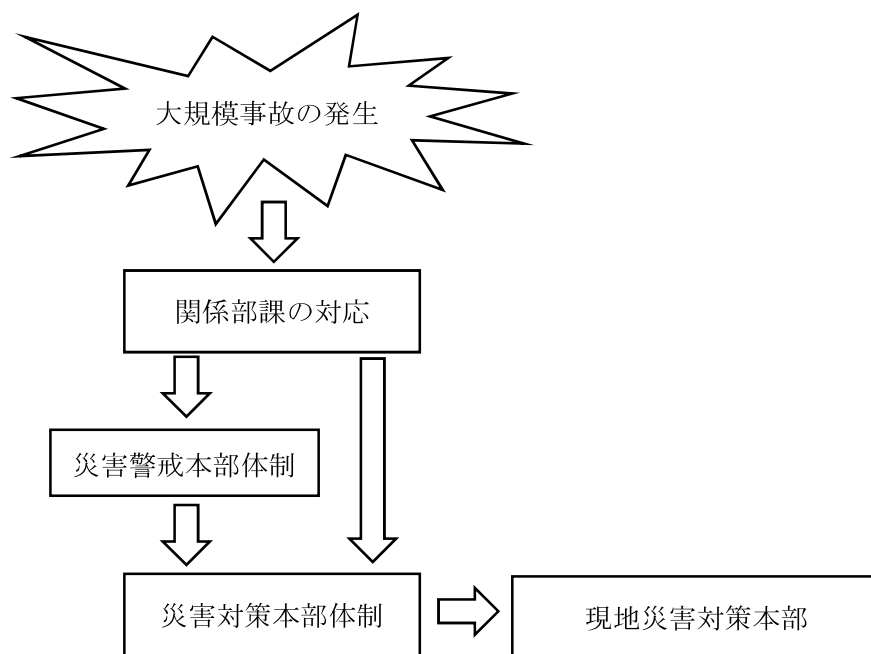
しかし、上記以外にも形態や要因の異なる大規模事故や、複数の事故が複合して発生し大規

模な事故となる場合等も十分予想されることから、上記の対策及び風水害等応急対策計画、震災応急対策計画等を適宜準用して対応する。

3 活動体制の考え方

大規模事故対策における活動体制については、大規模事故の発生を覚知した段階で市の関係部課の対応とともに、事故の規模や様態等により、市長は災害警戒本部又は災害対策本部を設置し、大規模事故に対応する。特に災害警戒本部を設置した場合は、大規模事故の発生状況等に応じて、災害対策本部に移行する等事故の状況に対して適切な対応に努める。また大規模事故の状況によっては、現地災害対策本部を設置し、事故当事者や各防災関係機関等と密接に連携して対応に当たる。

活動体制の移行の流れはおおむね次のとおりである。



第1図 活動体制移行の流れ

4 大規模事故における動員計画

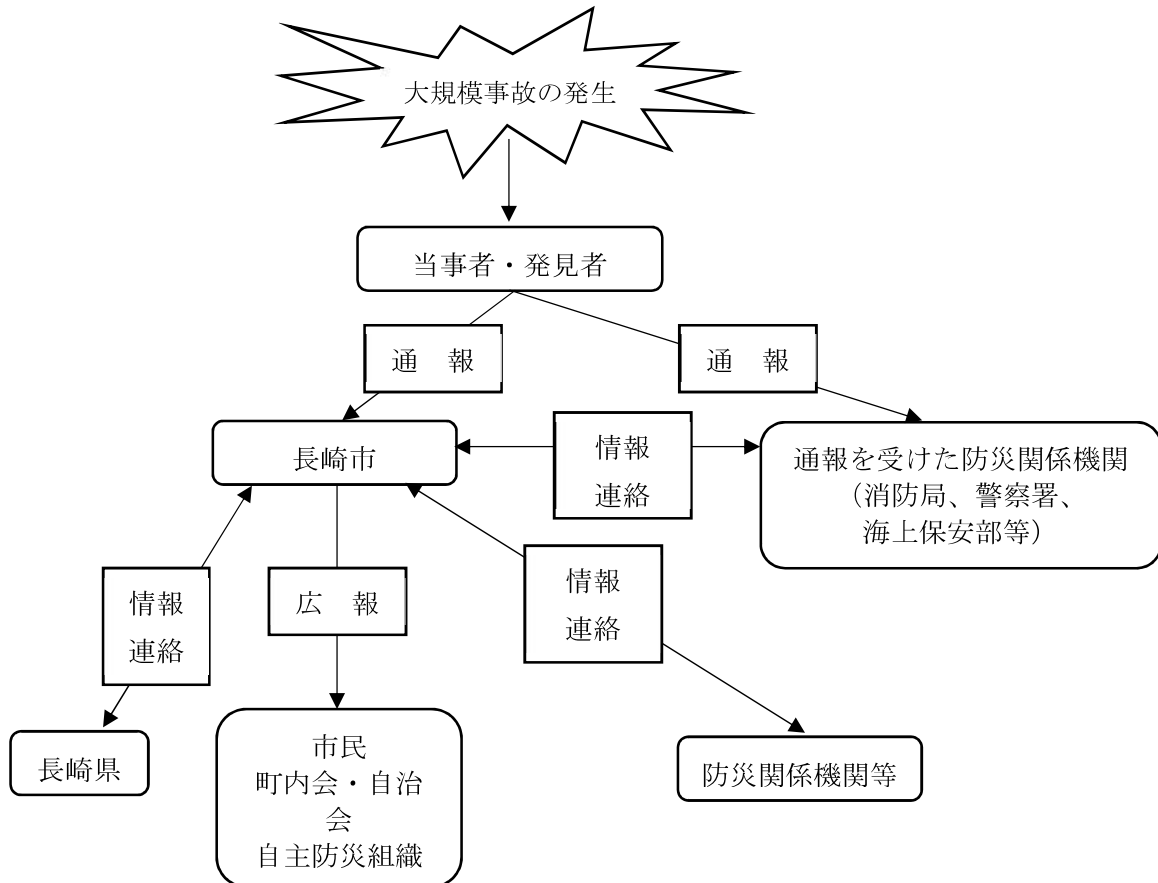
本市において大規模事故の発生が予想される場合、又は発生した場合において、事故対応を迅速かつ的確に実施するための職員の配備体制については、その状況に応じて柔軟な体制を構築するよう、市長が判断する。

具体的な動員計画については、事故発生当初は情報収集のための災害警戒本部の立ち上げに必要な職員を動員し、事故による被害の拡大に応じて、災害対策本部に移行し、事故対応を行うために必要な職員を順次動員していくものとする。動員の規模に関しては、災害警戒本部や災害対策本部の配備体制を準用するものとする。災害対策本部、災害警戒本部、現地災害対策本部の動員に関する詳細については、第3章 風水害等応急対策計画を参照のこととする。

5 初動時の情報連絡の流れ

大規模事故の発生により、その事故の当事者又は発見者が、市、警察署、消防局、海上保安部等の防災関係機関のいずれかに通報し、その情報を市、防災関係機関の間で情報連絡を行うことで、市は事故の発生を覚知することとなる。その後は医療機関等も含めた防災関係機関や長崎県等に事故に関する情報連絡を行う。市民や町内会・自治会、自主防災組織等に対しても、事故に関する情報や、場合によっては緊急を要する避難に関する情報の広報を行う。

大規模事故における初動時の情報連絡の流れについては、おおむね次のとおりである。



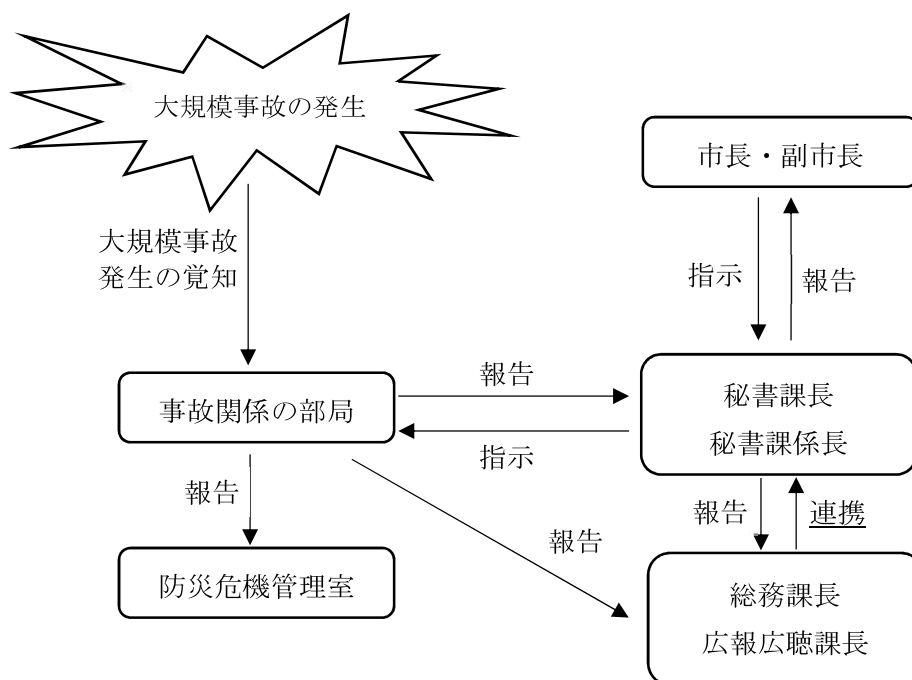
第2図 初動時の情報連絡の流れ

6 庁内における情報連絡

(1) 事故発生に関する報告の流れ

大規模事故発生を防災危機管理室が覚知し次第、第3図の流れにて市長に報告を行い、事故の規模・様態に応じた市の対応の体制についての指示を受ける。また庁内の各部局長、各部課の庶務担当にも連絡を回し、必要に応じて各部課における事故対応の体制を整える。

庁内の初動時の事故発生に関する情報の報告の流れは次のとおりである。



第3図 事故発生に関する報告の流れ

(2) 初動時における事故に関する情報収集・連絡等

事故発生初動時においては、事故の種類によって事故の発生現場又はその原因を所管する部局が中心となり情報を集約する。防災危機管理室は事故情報を関係部局及び防災関係機関等より幅広く入手し、必要に応じて県や防災関係機関に報告・情報提供を行う。

事故の状況を把握するために以下のような情報を中心に収集する。

- ア 事故の発生現場
- イ 事故の当事者の連絡先
- ウ 事故の内容
- エ 事故対応上、特に注意を要する点
- オ 市民等への被害（人的被害、建物被害等）
- カ 事故による影響からの避難の必要性及びその範囲
- キ 交通等への被害・影響
- ク その他

情報通信の手段等に関しては、第3章 風水害等応急対策計画又は第4章 震災応急対策計画を参照のこと。